

令和5年 第10回農業委員会議事録

令和5年10月25日午後4時00分に第10回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹原 哲	2 番 近藤 剛	3 番 沼澤 克己
4 番 五十嵐 純一	5 番 西塚 喜行	6 番 西塚 孝也
7 番 高橋 央	8 番 星川 敬夫	9 番 大崎 清孝
10 番 後藤 一彦	11 番 本間 俊悦	12 番 伊勢村 孝之
13 番 石川 富士太郎	14 番 笹原 光政	15 番 小松 栄作
16 番 齋藤 吉勝	17 番 山口 栄子	18 番 鈴木 藤光
19 番 星川 礼子		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

1 番 (笹原 哲) 7 番 (高橋 央) 11 番 (本間 俊悦) 13 番 (石川 富士太郎)

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- 報第13号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第14号 農地の転用事実に関する照会について
- 議第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第35号 尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について
- 議第36号 尾花沢市農用地利用集積計画について

令和5年 第10回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和5年第10回通常総会を10月25日（水）市役所大会議室において午後4時00分より開会した。

（五十嵐事務局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願い申し上げます。

（朗 読）

（五十嵐事務局長）

ご着席願います。1番 笹原哲委員、7番 高橋央委員、11番 本間俊悦委員、13番 石川富士太郎委員より欠席する旨の連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は15名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

総会にご出席いただきましてありがとうございます。夏の暑さから秋に入って雨が続きまして、皆さん稲刈り等大変ご苦労されたかと思えます。実は、私自身も漸く昨日終わったばかりです。まだ終わってない方もおり、すいかの準備等の秋作業があると思えますので、十分ケガなどないように注意して、農作業をしてくださるようお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

（五十嵐事務局長）

ありがとうございました。それでは、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和5年第10回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番 大崎清孝 委員、10番 後藤一彦 委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をもって報告させていただきます。事務局長補佐。

(田中事務局長補佐)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問も無いものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に、事務局長より発言の申し出がありますので、これを許します。事務局長。

(五十嵐事務局長)

審議に入る前に、ご報告いたします。令和5年10月19日付けをもって申請者から都合により、「農地法第3条の規定による許可申請について」、一部取り下げ願いがありました。案件は議第34号のうち、No.3の部分であります。一部取り下げの理由は、耕作目的ではなく、将来転用を検討しているとのことでした。事務局といたしましては、真意に基づくものと判断し、これを受理いたしました。このあと、議長によりお諮りいた

だき、承認となれば、配布しております資料と差し替えとなります。以上であります。

(議 長)

只今、事務局長からの報告について、令和5年10月19日付けをもって申請者から都合により、「農地法第3条の規定による許可申請について」、一部取り下げ願いがありました。

お諮りいたします。議第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」、一部取り下げを承認することに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご異議なしと認めます。よって、議第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」の一部取り下げについては、これを承認することに決しました。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第13号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第13号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は16件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、No.1は自作予定、No.2から4は別人へ貸借予定です。No.5から7は同人へ売買予定です。No.8は別人へ売買予定です。No.9から16は未定であります。このうち寺内・西原地区の筆については地域の農地利用調整委員会で地域農業者に権利設定をする方向で調整中とのお話を伺っております。以上で報告を終わります。

(議 長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第13号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。次に、報第14号「農地の転用事実に関する照会について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

報第14号「農地の転用事実に関する照会について」報告します。議案書7頁をご覧ください。

昭和56年農林水産省構造改善局長通知である「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に基づき、転用許可書

または非農地証明の添付がない地目変更の登記申請に対し、登記官は農業委員会に転用許可の有無、農地であるか否かを照会し、その回答を持って事務処理を行うこととなっております。原則3人以上の農業委員と事務局により現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認し、照会から2週間以内に登記官に回答することとなっております。

今回、令和5年9月27日付で照会がございました土地は議案書に記載されている3筆で土地所有者が登記申請人であります。所有者は〇〇〇〇さんです。現在の登記簿上の地目は3筆ともに田です。

現地調査につきましては、10月16日の転用等現地調査の2カ所目として確認を行いました。確認班は4班です。

現況は遊休状態ではありますが、農地性は失っていないものと確認しました。

また、回答に先立ち土地規制法等の有無の確認として都市計画区域内である旨の回答を建設課より、村山北部土地改良区から用水の受益地が含まれている旨、それらの土地で除外申請がなされていない旨を確認しました。

議案書内容のとおり調査結果にて、法務局登記官へ報告を行いましたので、本会に報告するものであります。以上であります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第14号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、
10番 後藤一彦委員の退席を求めます。

(10番 後藤委員 退席)

(議長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が6件、賃貸借権
の設定が6件です。

申請事由ですが、No.1の渡人の申請事由は高齢化による経営縮小のためです。No.2は耕
作不便のためです。No.3は受け人側の要望によるものです。No.4、5はその他贈与です。
No.6は過去に代位弁済のために所有権を移転していたものを戻すための申請です。No.7、
8、9、12は受け人側からの要望による貸借権の設定です。No.10、11は労力不足による
ものです。なお、No.10～12の受け人は新規就農を予定する者です。

No.1からNo.12は不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可
要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。10番 後藤一彦委員復席願います。

(10番 後藤委員 復席)

(議 長)

次に、議第35号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。現地調査第4班主任、後藤一彦委員の報告・説明を求めます。

(10番 後藤一彦委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。

次に、議第36号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第36号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書18頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からです。今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借4件、転貸48件、所有権移転5件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が640aです。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手3名、受け手4名、転貸が出し手19名、受け手20名、所有権移転が出し手5名、受け手4名です。合計は出し手が8名、受け手が8名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳です。賃貸借設定は、3年から5年が2件で137a、6年から9年が5件で864a、10年以上が2件で147aです。転貸はすべて10年以上の設定で267aです。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

19頁からは個別状況です。このうち19、20頁は利用権設定で、21、22頁は所有権移転分です。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたし

ます。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第36号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和5年第10回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午後4時25分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和5年10月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____